

亀山市公告第30号

亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第27条の規定に基づき、平成29年度における公文書に記録されている自己情報の記録の開示・訂正等の状況を次のとおり公表する。

平成30年5月25日

亀山市長 櫻井 義之

1 公文書に記録されている自己情報の記録の開示

請求件数 12件

実施機関別内訳

実施機関		件数	実施機関		件数
市長部局		4	教育委員会	0	
市長部局内訳	企画総務部	0	監査委員	0	
	財務部	3	選挙管理委員会	0	
	市民文化部	0	農業委員会	0	
	健康福祉部	1	公平委員会	0	
	環境産業部	0	固定資産評価審査委員会	0	
	建設部	0	病院事業管理者	8	
	消防本部	0	市議会	0	
			行政委員会等		

2 公文書に記録されている自己情報の記録の訂正請求件数 0件

3 公文書に記録されている自己情報の記録の開示に関する決定の状況

区分	開示	部分開示	非開示	不受理	取下げ	未決定
件数	9	2	1	0	0	0

4 審査請求の状況

審査請求の件数 0件